

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

退職一時金と退職年金どちらが有利?

Q: 当社では、勤続30年以上の退職者に対して、企業内年金を支給することになっています。この退職年金は、受給者の希望により一時金として受け取ることもできているのですが、退職一時金と退職年金ではどちらが有利でしょうか。

A: 退職一時金は、支給した事業年度に全額損金算入となり、受取人は退職所得となります。年金の場合は、支給したつどその事業年度の損金となり、受取人は雑所得となります。

支給する法人にとっては、いずれの場合も損金算入されますので大差はないのですが、受取人の税負担からみると、退職所得になる退職一時金の方がメリットがあると思われます。

【解説】

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。

退職所得は「(退職手当等－退職所得控除額) × 1/2」の金額が課税標準とされ、他の所得と分離して課税されます。

一方、公的年金等とされる退職年金については、雑所得とされ、(公的年金等の収入金額－公的年金等控除額)が課税標準となり、所得税の源泉徴収が行われます。

この場合、源泉徴収された税額とその年の正規の年税額との差額については、確定申告で精算することになります。

